

ISSUE BRIEF

年金制度改革の論点 - 付：制度の概要 -

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 414 (Feb.14.2003)

- 1 年金制度改革に向けて
(表1 年金制度改革 これまでの動きと今後のスケジュール)
- 2 前回(平成12年)改正の概要と残された課題
(表2 給付と負担)
(表3 主な個別事情)
- 3 前回残された課題に対するこれまでの動き
 - (1) 基礎年金の国庫負担割合の引上げ
 - (2) 女性と年金
 - (3) 公的年金の一元化
 - (4) 企業年金2法の成立
- 4 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」
- 5 現在の年金制度を取り巻く状況
 - (1) 国民年金の空洞化
 - (2) 厚生年金制度の縮小傾向
 - (3) 厚生年金基金の代行返上
 - (4) 被用者年金の成熟度
 - (5) 年金給付の税控除
 - (6) 無年金障害者問題
- 6 主な論点と国民年金・厚生年金の諸問題

< 付属資料 > 公的年金制度の概要

- 1 公的年金制度の体系
(表4 年金制度の体系)
- 2 保険料拠出と給付
- 3 公的年金制度の3階部分
- 4 公的年金制度比較表
(表5 根拠法と所管官庁)
(表6 加入者区分と拠出期間、受給年齢)
(表7 被保険者区分と保険料・給付額)

社会労働課
(泉 眞樹子)

調査と情報

第414号

資金運用基金法」等による)の主な項目は、以下のとおりである。

	項目	主な内容	実施時期
給	厚生年金額(報酬比例部分)の5%適正化	・給付額を5%削減し、給付水準を適正化(負担が重くなりすぎるのを防ぐ)。	平成12年4月
	裁定後の65歳以降の賃金スライド廃止	・物価スライドだけで改定。	平成12年4月
付	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ	・平成25(2013)年度から13年かけて、60歳から65歳に引上げ(女性は5年遅れ)。	平成25年4月
	65歳以上の在職老齢年金制度導入	・厚生年金適用事業所に雇用される65歳以上70歳未満の者も保険料納付。	平成14年4月
負担	保険料据置と国庫負担の引上げ	・保険料(率)の据置。 ・据置解除は、基礎年金の国庫負担割合引上げ(1/3から1/2へ)と同時。 ・国庫負担割合引上げには安定した財源を確保。	平成16年までに

	項目	主な内容	実施時期
厚生年金	育児休業期間中の保険料の事業主負担免除	・これまでは被保険者(本人)負担のみ免除。	平成12年4月
	総報酬制の導入	・ボーナス(1回につき150万円を上限)にも、月給と同じ保険料率で賦課し、給付に反映。	平成15年4月
国民年金	国民年金保険料の学生納付特例の創設	・本人所得が一定以下の学生について、申請により保険料納付を免除し、10年間追納可能に。	平成12年4月
	国民年金保険料の半額免除制度創設	・所得が一定以下の第1号被保険者について、保険料の半額免除制度創設。 [全額免除制は既にある]	平成14年4月
資産運用	年金積立金運用	・積立金(国民年金と厚生年金)の財務省(旧大蔵省)資金運用部への預託を廃止し、厚生労働大臣による自主運用開始(年金資金運用基金創設)。	平成13年4月

(みずほ総合研究所『図解 年金のしくみ(第3版)』東洋経済新報社 2002.7,pp.143-145, 社会保険広報社編『年金改正のしくみ』社会保険広報社 2000.7,pp.2-4.を参照して作成)

平成12年の改正時に議論的となりながら、改正に盛り込めずに残された課題と論点は、以下のとおりである⁵。(その後の動きを示す)

基礎年金の国庫負担割合を1/3から1/2に引上げ 平成16年財政再計算時に持ち越し

基礎年金の財政方式(社会保険か税か)

女性と年金 平成13(2001)年12月、報告書『女性と年金』(論点整理と問題提起)

公的年金の一元化 平成14年4月農林共済の厚生年金への統合

厚生年金の廃止・民営化(積立方式と賦課方式)

その他(無年金障害者、年金と少子化対策、基礎年金の給付水準など)

なお、平成12年年金改革と同時期の成立を目指した「確定拠出年金法」(日本型401k)については、改めて法案が提出され、平成13年に「確定給付企業年金法」とともに成立した⁶。

⁵ 矢野朝水『新世紀の年金制度』社会保険研究所 2001.7. 大谷泰夫『ミレニアム年金改革』国政情報センター出版局 2000.8.参照。

⁶ 「確定給付企業年金法」平成13年6月15日法律第50号、「確定拠出年金法」平成13年6月20日法律第88号。

3 前回残された課題に対するこれまでの動き

(1) 基礎年金の国庫負担割合の引上げ⁷

前回(平成12年)改正法の附則第2条によって「基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の2分の1への引上げを図るものとする」とされ、国庫負担割合の引上げと財源・給付水準の検討は不可分とされた。財源に年金積立金の一部借入れも検討すべき、との提言もなされたが、実現に至っていない。

(2) 女性と年金

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」が平成12年から検討を重ね、平成13年12月に報告書『女性と年金 - 女性自身の貢献がみのる年金制度 -』を提出した。『報告書』の「終わりに」によれば、今後求められているのは「国民的議論」、「現行制度からの円滑な移行と長期的な視点」、「他の政策分野を含めた総合的な対応 - 女性と年金問題解決のための環境整備 - 1)女性の就労支援策等、2)少子化対策の推進、3)健康保険制度、税制、企業の配偶者手当の問題についての検討」である。

(3) 公的年金の一元化

平成12年6月に「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が6年ぶり⁸に開催され、平成13年2月28日に報告書『公的年金制度の一元化の更なる推進について』が提出された。これを受けて、農林漁業団体職員共済組合は平成14年に厚生年金に統合された⁹。統合時の争点となったのは、農林共済年金から厚生年金の積立金に移管する金額であった¹⁰。

国家公務員共済と地方公務員共済の一元化については、平成13年10月、財務省に「公務員共済年金財政単位一元化研究会」(座長:西尾勝国際基督教大学教授)が設置された。同研究会は遅くとも平成15年の夏頃に結論を出すことが予定されている。

被用者年金(厚生年金と共済年金)の統合については、21世紀の初頭に結論を出す¹¹よう検討

⁷ 国庫負担を1/2に引上げることは、前々回平成6年改正法の附則第2条によって次回(平成11年財政再計算時)に財源確保を図った上で実施を検討することが定められていたが、検討を開始した平成9年時に引き続き検討(すなわち実施せず)という方針が固まった。なお、法改正直後の平成12年5月に国民年金の空洞化問題(後述 pp.6-7.)と関連して、丹羽雄哉厚生大臣(当時)が平成13年4月の1/2引上げ実施に強い意欲を示し、次の厚生大臣(現厚生労働大臣)坂口力議員も平成12年12月就任時会見で高齢者医療改革と同時の平成14年実現を目指したが、財源問題の決着を見ず、今回の財政再計算に持ち越された。両議員と保守党の野田毅幹事長(当時)が発足させた与党三党有志議員による「社会保障に関する検討会」の緊急提言は、財源には積立金からの一時借入れも検討すべき、としていた。(『年金実務』no.1392,2000.5.29, no.1418. 2000.11.27, no.1420,2000.12.11, no.1421,2000.12.18.)

⁸ 平成9年4月の3共済(JR、JT、NTT)の厚生年金への統合を決めた後、初めて。

⁹ 「農林漁業団体職員共済組合法」は「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」(平成13年7月4日法律第101号)にて廃止が決定され、平成14年4月1日に施行された。

¹⁰ 農林共済から老齢年金の給付を既に受けている(既裁定)受給者の年金を、厚生年金統合時に厚生年金並みに削減することは、公的年金制度が確定給付年金であるため不可能であり、その職域相当部分をまかなうための積立金を移管することが前提となる。その金額をめぐって、厚生年金側主張の1兆9600億円と農林共済年金側主張の1兆6000億円で議論が平行線をたどり、懇談会再開時に農林共済年金側が希望した平成13年4月統合のスケジュールが実現しなかった。

¹¹ 平成13年3月6日閣議決定。

を急ぐという緩い括りだが、年金数理部会で各制度の財政指標を比較するなど、財政面の確認は行われている。

(4) 企業年金2法(確定給付企業年金法、確定拠出年金法)の成立¹²

平成13年6月に「確定拠出年金法」(日本型401k)と「確定給付企業年金法」が成立した。これら企業年金2法の施行により、平成14年4月から企業年金が大きく変わった。

これまでの公的企業年金制度は、厚生年金基金と税制適格退職年金の2タイプで、厚生年金基金制度を持つ企業や厚生年金基金連合体は、厚生年金(報酬比例部分)も併せて運用し、給付することが義務づけられていた(厚生年金基金代行)。「確定給付企業年金法」によって、厚生年金基金制度が変更され、国の厚生年金を代行していた部分について国へ返上すること(厚生年金基金代行返上)が可能になり、企業年金(上乘せ部分)を規約型(労使合意の年金規約に基づき、外部機関に運用委託)か基金型(厚生年金の代行部分のない基金)によって運営することが可能になった。また「確定拠出年金法」の成立により、加入者の自己責任での掛け金運用に基づく企業型年金制度も導入された¹³。

企業年金2法成立によって、企業年金は、確定給付型年金(厚生年金基金、規約型企業年金、基金型企業年金)と確定拠出型年金(企業型年金)の4タイプとなり、税制適格退職年金制度は平成24(2012)年3月末をもって廃止される。

4 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」

厚生労働省社会保障審議会年金部会では、平成14年1月より「年金部会における当面の議論の進め方(改訂版)(案)」¹⁴に沿って議論を進めてきた。主な論点は下記のとおりである。

年金制度と将来のわが国(人口推計と少子化対策)

年金制度の役割と財政方式等(国民のセーフティネット、給付と負担、財源、公的年金制度と私的年金制度)

財源(財源としての税制、年金に対する税制、国庫負担割合引上げのための「安定した財源」、公的年金に税財源を充てることの方)

具体的な制度設計上の論点(各論): 給付、負担、支え手、女性と年金、少子化問題、財政再計算、積立金の運用など、企業年金等私的年金、年金現業業務(保険料収納など)

これまでからの総論的な議論を重ね¹⁵、それに基づき、厚生労働省は同年12月5日に、今後の議論のたたき台となる「年金改革の骨格に関する方向性と論点」¹⁶を自民党年金制度調査会に

¹² 年金設計において、給付水準を確定して、その水準に必要な拠出(保険料)を定めるのが「確定給付型」(=給付建て)、拠出を確定して、それに応じて給付額を決めるのが「確定拠出型」(=拠出建て)。

¹³ 「確定拠出年金」は被用者(厚生年金被保険者、私立学校教職員共済制度加入者)向け企業型年金と、国民年金第1号被保険者向けの個人型年金がある。公務員と国民年金保険料免除者(全額・半額免除者、第3号被保険者)は加入できない。

¹⁴ 「年金部会における当面の議論の進め方(改訂版)(案)」
<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/04/s0419-3a.html>>

¹⁵ 意見の内容については、「年金制度改革に係るこれまでの意見の整理(案)」「年金制度改革に係るこれまでの意見の整理(論点の構成)(案)」第10回社会保障制度審議会年金部会(平成14年10月11日)資料 <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/10/s1011-3.html>>を参照。

¹⁶ 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1205-2.html>>

提示した。主な内容は、以下のとおりである¹⁷。

<平成16年の年金改革の基本的視点>

- (1) 現役世代の年金制度への不安感、不信感を解消すること。
- (2) 社会経済情勢の変動に柔軟に対応でき、かつ、恒久的に安定した制度とすること。
- (3) 給付水準と現役世代の保険料負担のバランスをとること。
- (4) 現役世代が将来の給付を実感できる分かりやすい制度とすること。
- (5) 少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応できるものとする。

<平成16年の改革の方向>

社会保険方式に基づく現行の制度体系を基本として、改革を進めていく。

安定した財源を確保して国庫負担割合の1/2への引上げ、国民年金保険料の多段階免除導入の検討、徹底した保険料収納対策に取り組む。

長期的に安定した制度とする措置を講じた上で、社会保険方式による所得比例構造の一本の年金制度の導入等を含め、長期的な制度体系の在り方について議論。

<導入を検討する新方式や制度の見直し等>

保険料上限を固定し、少子化など社会経済情勢の変化に伴って年金給付を調整する方式¹⁸
年金見込み額が簡単にわかるポイント制

少子化対策として、育児期間の年金額計算への配慮や次世代育成支援策

パートタイム労働者の厚生年金加入拡充¹⁹

働きながら受け取る在職老齢年金制度の見直しによる高齢者の就労促進²⁰

第3号被保険者制度の見直し(女性のライフスタイル変化に即した年金制度の構築)

また、これに先立って厚生労働省は、厚生年金の給付モデルを、それまでの完全専業主婦世帯から女性の被用者年金期間を算入する形に変更することも示している。今後の退職世代においては、全く職業経験のない女性は稀であるとの現状認識に基づいているが、実際には一人当たり給付レベルを下げるができるため、年金財政負担を軽くする効果がある。

なお、平成14年11月の経済財政諮問会議においても、坂口厚生労働大臣が社会保障諸制度改革について報告し、年金制度改革においては、長期的な年金の給付と負担の均衡の確保、年金保険料の引上げの凍結解除と基礎年金の国庫負担割合の引上げ、少子化、女性の社会進出や就業形態の変化への対応、の3点が重要課題だとしている²¹。

今後は、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をもとに、各方面での幅広い議論を経て、平成15年秋頃に厚生労働省として改革案を示し、12月には政府案をまとめ、平成16年の通常国会に年金改正法案を提出する予定である。検討のために残された時間は、約1年である(表1参照)。

¹⁷ 『週刊社会保障』no.2208, 2002.11.4, pp.40-47. 『年金実務』no.1516, 2002.11.11, pp.5-8. no.1520, 2002.12.9, pp.2-8. 『日本経済新聞』2002.12.5.夕刊、2002.12.6.ほか。

¹⁸ 「これまでの方式」(方式：給付水準維持方式)と、保険料率の上限を20%(総報酬制に基づく)に制限する「新しい方式」(方式：保険料固定方式。スウェーデンの年金改革を参考にしたもの。)による、給付と負担の見通しの試算が示された。

¹⁹ 勤務時間、日数を正社員の3/4から1/2へ引下げ検討中。すなわち、月間12日程度以上、週20時間以上、1日4時間以上勤務で、厚生年金適用対象とすることを検討中。なお、第3号被保険者適用の収入上限も130万円から65万円に引下げることが併せて検討中。

²⁰ 線下げ受給の仕組みを厚生年金にも創設する提案など。厚生労働省「雇用と年金研究会」(座長神代和俊)で短時間労働者問題とともに検討、報告書を社会保障審議会年金部会に提出する予定である。

²¹ 『週刊社会保障』no.2209, 2002.11.11, pp.40-45. 『年金実務』no.1516, 2002.11.11, pp.2-4.

5 現在の年金制度を取り巻く状況

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」において、「年金制度への不安感、不信感の解消」、「社会経済情勢の変動に柔軟に対応でき、恒久的に安定した制度とする」、「分かりやすい制度とする」などが基本的視点に列挙された背景には、前回の改正から2年を経て、少子高齢化がさらに加速し²²、年金財政への深刻な影響が懸念される²³中で、公的年金の空洞化も座視できない状況となっていることがある。国民年金未加入者・未納者・免除者の増加という国民年金の空洞化のみならず、昨今の国の経済状況を反映して、厚生年金加入事業所の減少や厚生年金基金の解散により、厚生年金制度も縮小傾向にある。また、年金積立金の自主運用²⁴に加えて、確定給付企業年金法によって認められた厚生年金基金代行返上によって、今後の年金積立金の運用に対する国の責任が一層重くなる中で、経済状況を反映して運用はますます難しくなることが予想される。財政制度の検討（社会保険と税）に伴って、今後、適正な年金積立金額²⁵も議論的となるであろう。

（1）国民年金の空洞化

『平成11年国民年金被保険者実態調査』²⁶によると、平成10（1998）年度末時点での国民年金未加入者は99万人、保険料未納者は265万人であり、未納・未加入者は合わせて364万人であった。また、申請による保険料免除者は271万人である。3年前の調査より、未加入者は59万人減少したが、未納者は92万人も増加している。免除者は51万人増加した。調査対象の国民年金第1号被保険者数は1652万人であり、そのうちの16%が未納、16%が申請免除であり、納付者（一部納付も含む）は68%にすぎない。国民年金検認率²⁷は平成8年度の82.9%から平成12年度の73%へ低下し、さらに平成13年度には70.9%にまで低下した²⁸。なお、平成12年年金改革によって「半額免除制度」（平成14年4月導入）と「学生納付特例制度」（平成12年4月導入の納付延期または納付免除制度）が新設され、それまでの「全額免除制度」だけでなく、収入の

²² 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口 - 平成13(2001)年～平成62(2050)年 - (平成14年1月推計)』<<http://www.ipss.go.jp/Japanese/newest02/newest02.html>>

²³ 厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し 平成12年10月改訂版」(平成14年5月15日公表、5月17日社会保障審議会提出) <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/05/h0515-1.html>> は、新人口推計(平成14年1月推計)に基づき、かつ昨今の経済状況に基づいて、名目賃金上昇率・物価上昇率・運用利回り・名目国民所得の伸び率について数値を下げて再計算し、「社会保障の給付と負担の見通し(平成12年10月推計)」を修正したもの。厚生労働省「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」(平成14年5月15日公表) <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/05/h0515-2.html>> は、保険料などを試算したもので、自民党年金制度調査会・厚生労働部合同会議に提示された。(『年金実務』no.1491,2002.5.20,pp.11-14.)

²⁴ 平成12年年金改革によって、大蔵省資金運用部に預託され財政投融资で運用されていた国民年金・厚生年金の年金積立金が、平成13年4月から厚生労働大臣(年金制度保険者)による自主運用に変更された。実際に運用にあたるのは、平成13年4月1日新たに設立された年金資金運用基金 <<http://www.gpif.go.jp/>> (年金福祉事業団の運用事業を承継)である。なお、厚生年金基金や国民年金基金等の年金積立金は、それぞれの基金が金融機関を通じて市場運用を行っている。

²⁵ 平成12年度末の積立金額は、146兆7012億円、保険料収入の6.6年分、支出総額の4.3年分である(厚生年金代行部分を除く)

²⁶ 『社会保険庁事業年報 平成12年度』に再掲。平成14年11月1日から「平成14年国民年金被保険者実態調査」が開始された。 <<http://www.sia.go.jp/statis/osirase2002/osirase01.htm>>

²⁷ 「国民年金検認率」とは、当該年度に納付された当該年度分の保険料の収納状況を表す指標である。時効までの2年間に納付された保険料を加味して最終的な納付率を計算すると、検認率より概ね4ポイント程度高くなる。(『社会保険庁事業年報平成12年度』「社会保険事業の概況」p.6.)

²⁸ 「平成13年度の国民年金の納付状況」第11回社会保障審議会年金部会(平成14年10月29日)資料 <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/10/dl/s1029-8b.pdf>>

多寡に応じて納付できる仕組みが整備された。

なお、地方分権一括法の施行に基づき、国民年金保険料の納付先が市町村から社会保険事務所になり、保険料収納に対する国の責任も一段と重くなった。収納確保策の一つとして、コンビニエンスストアでの収納も検討されている²⁹。

(2) 厚生年金制度の縮小傾向

『社会保険庁事業年報 平成 12 年度』によれば、平成 12 年度末現在の厚生年金適用事業所数は前年度末比 0.5%減、被保険者数 0.9%減で、縮小傾向のままであった。ピーク時の平成 9 年度（事業所数 170 万ヵ所、被保険者 3347 万人）と比べると、3 年間で事業所数は 3 万ヵ所、被保険者数は約 1 割減少した。平均標準報酬月額だけは回復し、平成 9 年度のピーク時（316,881 円）を超える 318,688 円となった³⁰。被保険者数の減少の理由としては、個人の失業や事業体の解散・休業に加えて、パートやアルバイトなど「正社員以外」（非定型労働者）での雇用の増加（雇用の流動化）³¹があげられる。上記の平均標準報酬月額の上昇も、むしろ平均的な正社員の減少を示すものと考えられる。また、事業体のなかには休業と見せかけて脱退した後、すぐに営業を再開する違法な偽装脱退も相当数いると言われており³²、新しく起業される事業所の加入も進まず、事業体の厚生年金強制加入制度の空洞化さえ始まっている。

厚生年金基金も、平成 13 年度には前年度の 2 倍の 59 基金が解散し³³、平成 9 年度末に 1200 万人を超えていた加入者は、平成 14 年度末には 1000 万人強に激減する見通しとなっている³⁴。

(3) 厚生年金基金の代行返上

代行返上が可能になった平成 14 年 4 月より、わずか 3 ヶ月でトヨタ自動車、日立製作所など 56 基金が代行部分返上の認可を厚生労働省から受け、さらに平成 14 年 12 月 16 日現在で 246 の基金が代行返上の認可を受けた³⁵。最終的には、全国約 1,700 の厚生年金基金のうち 1/3 が返上するとの調査結果もある。年金資産の運用成績が悪化して、年金資産の積み立てが計画を下回ると、母体企業が穴埋めしなくてはならず、企業の利益を圧迫するため、このような年金の運用リスクを減らすために代行返上が増えている。確定給付企業年金法施行により平成 14 年 4 月から可能になったのは、今後の積立部分の返上だけだが、関連政令が整備される平成 15 年には、これまでの積立部分の返上も認められ³⁶、厚生年金の運用資産が一気に増えることが予想される。厚生年金基

²⁹ 厚生労働省の医療制度改革推進本部・医療保険制度の運営効率化に関する検討チームによる「社会保険庁改革のたたき台」（見直し案）において、収納確保の推進策の一環として提案された。同様に、国民健康保険のコンビニ収納も検討されている。

³⁰ 平成 13 年 10 月 1 日現在での調査でも、被保険者数は 4 年連続で減少している。また、雇用保険の適用に比べ、厚生年金適用事業所数は 82%程度であり、適用被保険者数も 96.4%にとどまる。「厚年の適用事業所数が 4 年連続して減少」『年金実務』no.1498,2002.7.8,pp.2-5.

³¹ 総務省「平成 13 年事業所・企業統計調査速報」「従業上の地位別」<

<http://www.stat.go.jp/data/jigyousokuhou/06.htm>>によれば、国内事業所で働く従業者数と事業所数はともに 5 年前より減少し、1972 年以来、初めて減少し、一方、パート・アルバイトなどの「正社員以外」の比率は 5 年前より 30%増加している（『朝日新聞』2002.7.20.ほか）。正社員以外の働き手は 1500 万人で、被用者の約 3 割を占めている（『日本経済新聞』2002.12.27.）

³² 「今そこにある年金崩壊」『AERA』vol.15.no.22,2002.6.3,pp.12-16. 『日本経済新聞』2003.2.13.

³³ 『読売新聞』2002.4.10.ほか。

³⁴ 『日本経済新聞』2003.2.12.

³⁵ 『日本経済新聞』2002.12.20.

³⁶ 代行返上ルールを定めた政省令を平成 15 年 4 月公布の方向で整備中。『日本経済新聞』2003.1.16.

金の資産総額は約 58 兆円あり、そのうち 28 兆円が代行部分である。これらの代行返上によって国の運用責任（年金資金運用基金による運用）が一段と重くなる³⁷。また、厚生年金基金を解散し、確定拠出年金に全面移行する企業も相次いでいる³⁸。

（４） 被用者年金の成熟度

被保険者 1 人当たり老齢年金受給権者数を「成熟度」³⁹といい、国家公務員共済組合が最も高く 52.3%（平成 12 年 3 月末）である（被保険者 2 人以下で 1 人の受給権者を支えている）。地方共済も 41.7%で高い。私学共済は 15.7%と非常に低いが、少子化による幼稚園や学校の減少によって成熟度が急速に高まることが予想される。なお、厚生年金の成熟度は 26.4%である。既に述べたとおり正規労働者や公務員が減少し、賃金所得を得ていても国民年金にしか加入できない被用者が増える状況が続く限り、成熟度はますます高くなり、年金財政を逼迫させる要因となる。

（５） 年金給付の税控除⁴⁰

政府の税制調査会（首相の諮問機関）は、「あるべき税制の構築に向けた基本方針」（平成 14 年 6 月）で、公的年金等控除の縮減に向けた基本方針を打ち出した。現在、年金受給者が受けられる控除は、公的年金等控除（定額控除（100 万円）+ 定率控除（25%～5%）、最低保障額 140 万円）のほか、老齢者控除（50 万円）があり、その他の所得があれば所得控除も受けられる。課税最低限を比較すると、独身の場合、65 歳以上の公的年金受給者は 236.5 万円、給与所得者なら 114.4 万円であり、扶養配偶者がいる場合、夫婦とも 65 歳以上の公的年金受給者は 354.3 万円、給与所得者なら 220 万円である。夫婦とも 65 歳以上の公的年金受給者がさらに給与収入を得る場合、給与所得控除等を含め、412.4 万円が課税最低限となる。『厚生白書平成 12 年版』掲載の「65 歳以上の者の公的年金・恩給受給者の所得構成」によれば、公的年金・恩給受給額の最高階層「年間 300 万以上の男性」は雇用者所得も最高（109 万円）で、年間所得は 500 万円を超える⁴¹。

年金に関する税控除については、保険料拠出の際に「社会保険料控除等」で控除を受け、受給時にも控除を受けるため、二重に控除を受けているとの指摘もある。一方で、高齢者であるが故にかかる支出について考慮すべきとの意見もある。平成 15 年 2 月 4 日、税制調査会基礎問題小委員会が、年金収入への課税を含めた少子高齢化社会を支える税制のあり方について本格的な議論に入った⁴²。

（６） 無年金障害者問題

平成 13 年 7 月に、学生無年金障害者（学生の国民年金加入が任意であった時代に、事故や病気で障害者となり、障害年金を受給できない者）が、社会保険庁長官と国を相手取って訴訟を起こした。障害基礎年金や障害厚生年金を受給できない無年金障害者の問題については、平成 6 年年金改正時に衆参各院の厚生委員会において「福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること」との付帯決議がなされているものの、未だ解決されていないため、坂口厚生労働大臣は平成 14

³⁷ 『日本経済新聞』2002.3.9, 2002.6.28, 2002.9.23.ほか。

³⁸ 『日本経済新聞』2002.12.20. 森精機製作所、富士写真フィルムなど。

³⁹ 同様の指標として、「年金扶養比率」（被保険者 / 受給権者）がある。

⁴⁰ 「公的年金等控除、大幅に縮減する方向で」『年金実務』no.1496, 2002.6.24, pp.2-5.ほか。

⁴¹ 平成 11 年度厚生科学研究「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」に基づく。『厚生白書平成 12 年版』p.50.

⁴² 『日本経済新聞』2003.2.5.

年 7 月、福祉的措置による解決を前提とした「無年金障害者に対する「坂口試案」」を提示した⁴³。
「坂口試案」では、無年金障害者を 12 万人と推定している。

6 主な論点と国民年金・厚生年金の諸問題

年金制度改革について、「女性と年金検討会」、「社会保障審議会年金部会」での検討事項、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」に基づいて改めて整理すると、制度改革の根幹に関わる主な論点・視点は以下のとおりである。

- 制度設計の思想は何か、どうあるべきか（セーフティネット、公私の役割分担）
- 財政方式（社会保険か税か、年金積立金の適正水準、安定した財源）
- 給付水準（モデルの変更：完全専業主婦世帯から女性の被用者年金期間の算入へ）
- 制度の矛盾をどう解決するか（女性と年金：第 3 号被保険者制度、遺族年金）
- 社会的影響をどう斟酌するか（少子化対策、パートタイマーの厚生年金加入）

現在、制度としての被用者年金（厚生年金・共済年金、第 2 号被保険者）と国民年金（第 1 号被保険者）の格差（所得に比した拠出の負担、給付の格差、遺族年金や障害年金の給付における扱いの差、など）が、多くの問題を生み出しているにもかかわらず、この点については、財政方式の観点以外からはあまり検討の対象にされていない。

国民年金は、社会保険としての応能負担の要件を満たさないまま、農林水産業従事者、自営業者の年金制度として発足したが、現在では、派遣・パート・アルバイトなど非定型労働者や零細企業の被用者、自由業者、失業者、無業者、及びその配偶者の加入が増大している。社会保険庁『平成 10 年公的年金加入状況等調査』によれば、第 1 号被保険者のうち、雇用者（被用者）19.1%、パート 9.3%、アルバイト 7.2%、登録派遣が 0.9%であり、全体の約 37%が厚生年金制度に加入できない「雇用される者」で占められている。自営は 27%にすぎない。残り約 36%は非就業者で、その中に上記の第 1 号被保険者の被扶養配偶者が含まれる。

国民年金制度の制度的課題を整理すると、下記のとおりである。

定額保険料拠出

社会保険は、諸外国でも所得比例による負担（応能負担）が大勢を占めているが、国民年金は定額保険料で拠出年数に比例して給付額が決まるため、むしろ応益性が高い。

保険料徴収事務

平成 14 年から半額免除制度が導入されるのと時を同じくして、市町村に委任されていた加入・届出などの窓口業務が社会保険庁の直接業務となった。保険料徴収コストの増加と空洞化対策の有効性について、懸念される。

老齢基礎年金の受給資格期間の長さ（25 年間）

現在では、40 歳までに加入しないと、資格を満たせず無年金者になる。期間を満たせない者には、一時金を支給する「任意脱退制度」がある（国民年金法第 10 条）が、脱退すれば障害基礎年金、遺族基礎年金の受給⁴⁴もできなくなる。社会保険庁の案内ホームページ等には、その旨の説明はない。

⁴³ 「坂口厚労相が無年金障害者の解決で試案」『年金実務』no.1503,2002.8.12,pp.11-13.

⁴⁴ 障害基礎年金や遺族基礎年金は、受給資格条件の特例により、平成 18 年までは国民年金に加入後 1 年以上保険料を納付していれば受給できる。

追納期間の短さ

法定免除者や、免除を申請した者は10年間溯って追納できるが、未加入・未納の者が溯って追納しようとしても、時効が成立して2年間しかできない(国民年金法第102条第3項)。このため、25年の受給資格年数を満たせずに無年金者となる者が少なくない⁴⁵。第3号被保険者の届出漏れについても、2年しか溯れないため、同様の問題が生ずる⁴⁶。

第3号被保険者問題

国民年金制度においては、世帯主の納付義務、配偶者間の納付義務が明記されている(国民年金法第88条)が、第2号被保険者の被扶養配偶者は保険料拠出が不要である(ただし、保険者である厚生年金保険や共済組合が、保険者数(第2号、第3号)に応じた基礎年金拠出を行っている)。低収入による免除制度の申請者はその期間の給付が1/3(全額免除)か2/3(半額免除)になるが、第3号被保険者は資格届出期間に応じて全額給付される。したがって国民年金加入者(第1号被保険者)と比べても、同じ被用者年金制度に加入している第2号被保険者で被扶養配偶者を持たない者(独身、共働き)と比べても、第3号被保険者及びその配偶者である第2号被保険者の本人拠出の負担は軽い。厚生年金制度との格差

厚生年金被保険者が失業した途端、国民年金に加入する必要が生じ、格差が歴然とする。被扶養配偶者がいる場合には、第3号から第1号に変わり、被扶養配偶者の分も保険料納付が新たに必要になる。失業中に、障害や死亡という事態に陥ると、それまで厚生年金にどれだけ長期間拠出していても、遺族年金や障害年金が国民年金の給付のみで、報酬比例部分の給付がないため、厚生年金加入中と比較すると不公平感が大きい(老齢年金、老齢遺族年金は受給できる)。これは、自営業、自由業への転職(SOHO⁴⁷も含む)によっても起こる事態である。

「国民年金の空洞化」に対して、厚生労働省は、制度の理解を深めるための広報、保険料徴収の強化(コンビニエンスストアでの収納制度導入や財産差押えによる強制徴収など)、保険料減免の細分化による低所得者層への配慮(給付も少なくなる)で対応しようとしている。

また「パートタイマーへの厚生年金適用拡大(勤務時間1/2以上、年収65万円以上)」や「失業者の厚生年金継続加入(失業手当給付期間中に、使用者負担分も自己負担することで継続加入できる)」⁴⁸についても検討し、厚生年金制度に加入できる被用者の範囲を広げようとしているが、雇用の流動化、多様化が一段と進む現在の状況において、对症下药の感を免れない。

厚生年金制度は、企業にとって正社員の保険料負担が重いだけではない。その制度の複雑さ、適用基準の煩雑さから労務管理コストを押し上げている。このために企業は、一層、厚生年金制度に加入しないですむ形態での雇用や、賃金体系を進めるといった悪影響が指摘されている。

⁴⁵ 『朝日新聞』2000.12.27, 2001.5.12.ほか。

⁴⁶ 平成14年3月までは第3号被保険者本人に届出義務があったため、短期のアルバイトで一時的に第2号になったことを本人が知らず、再度、第3号の届出をしないケースが少なからず生じ、窓口の市町村によって異なる扱い(時効にかかわらず、溯って届出を受理する等)が行われたことがわかった。(「厚生労働省「女性と年金検討会」検討状況」『レファレンス』no.608,2001.9,p.75.(注)12の項)

⁴⁷ Small Office Home Office(スモールオフィス・ホームオフィス)の略で、IT(情報通信技術)を活用して事業活動を行っている従業員10名以下の規模の事業者。主にクリエイター、フリーランサー、ベンチャー、有資格者、在宅ワーク等。国内約500万事業所(うち法人:188万、個人:315万)約1500万人以上就労と推計。(「財団法人日本SOHO協会」<<http://www.j-soho.or.jp/index.html>>)

「女性と年金検討会」の報告書は、女性と年金問題解決のための環境整備として、女性の就労支援策、少子化対策の推進等を指摘しているが、育児を始めとして家庭責任を重く担う女性は、厚生年金制度には加入できない働き方（パート労働、派遣労働、介護のための登録ホームヘルパー、等）や、厚生年金制度では不利になる働き方（子育て後の再就職など、保険料納付につながる賃金労働期間が短い）を選択するか、あるいは余儀なくされている。今回、パートタイマーへの厚生年金適用拡大の方針が出されたことは、その解決の一助とはなるであろうが、企業（使用者）が拠出を免れ得る雇用形態を今後も進める可能性、また第3号被保険者の枠内で働きたい女性の労働時間抑制が続く可能性はなくなる⁴⁹。

被用されながら厚生年金制度に加入できないのは、もはや女性だけの問題ではない。若年労働者の失業率の上昇やフリーターの増加、SOHOなど企業に属さない働き方の増加等によって、少子化の影響を待たず、厚生年金制度が足元から揺らぎ始めている。社会保障審議会年金部会では依然として、国民年金を自営業者グループの年金制度、厚生年金を被用者グループの年金制度として区別している⁵⁰が、既述のとおり平成10年ですら国民年金第1号被保険者の1/3が被用者である。その被扶養配偶者も第1号被保険者なので、被用者グループの比率は1/3より高い。

被用者の中でも低所得、非定型、流動的な層を国民年金がカバーする事態は、昨今の経済状況からも一層進んでいることが予想される。国民年金は、所得の捕捉が困難であることを理由に定額保険料が課されているが、被用者グループの所得の捕捉が困難であるとは言い難い。厚生年金制度の適用拡大（パートタイマー、失業者、待機中の派遣労働者、等）も必要な対策ではあるが、被用者であっても厚生年金の適用を受けられない層を残す限り、国民年金がこのような層の受け皿となる状況は続き、納付免除や未納に陥りやすい逆進性の高い定額保険料の問題は大きい。

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」でも示されているとおり、公的年金制度改革には「制度への不信感を解消」し、「社会経済情勢の変動に柔軟に対応でき、恒久的に安定した制度」とし、「給付水準と現役世代の負担のバランスをとる」ことが不可欠である。そのためには、国民年金制度を低所得層や非定型労働者層をカバーしつつ、社会保険制度にふさわしい応能負担を求める制度へ改革すること、厚生年金制度を雇用形態や労働時間にかかわらず被用者全体をカバーし、企業に公平で適切な拠出負担を求めることができ、かつ労務管理コストを軽減する方向で改革すること⁵¹などが、より広く公平な制度（ひいては持続性のある制度）へ変革するために避けて通ることのできない検討課題のひとつではないかと思われる⁵²。

⁴⁸ 『日本経済新聞』2002.9.5.ほか。

⁴⁹ 『読売新聞』2002.7.16.ほか。

⁵⁰ 第6回社会保障審議会・年金部会（平成14年7月2日）や「年金改革の方向性と論点」参照。

⁵¹ 厚生労働省に設置された「社会保障負担等の在り方に関する研究会」（神野直彦、山崎泰彦ほか）の報告書（平成14年7月25日）<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0725-2.html#1>>では、労働保険同様、総賃金を外形標準として事業主に賦課すること（雇用主負担）を、一案に示している。

⁵² 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」においても、改革の方向として「所得比例構造に基づく社会保険方式による一本の年金制度の導入」を含めた議論の推進が挙げられている。アメリカや、スウェーデンの公的年金制度は、業態や雇用形態によらない一つの制度である。アメリカは職域の96%を対象とし、自営業も被用者も年収約9万円から適用の対象とされる。スウェーデンの年金改革においては、その目的の一つに「労働市場の柔軟性・安全性を損なわず、自営業を阻害しないこと」が謳われた（“National Strategy Report on the Future of Pension Systems – Sweden” Rapport september 2002 <<http://social.regeringen.se/ansvar/pensioner/index.htm>>）。このように、業態、雇用形態で分断されない、国で一つの公的年金制度であれば、年金財政の収支の見通しも社会経済情勢と直接連動し、したがって、マクロ経済や人口動態によって収支を調節することが合理的となる。

< 付属資料 > 公的年金制度の概要

1 公的年金制度の体系

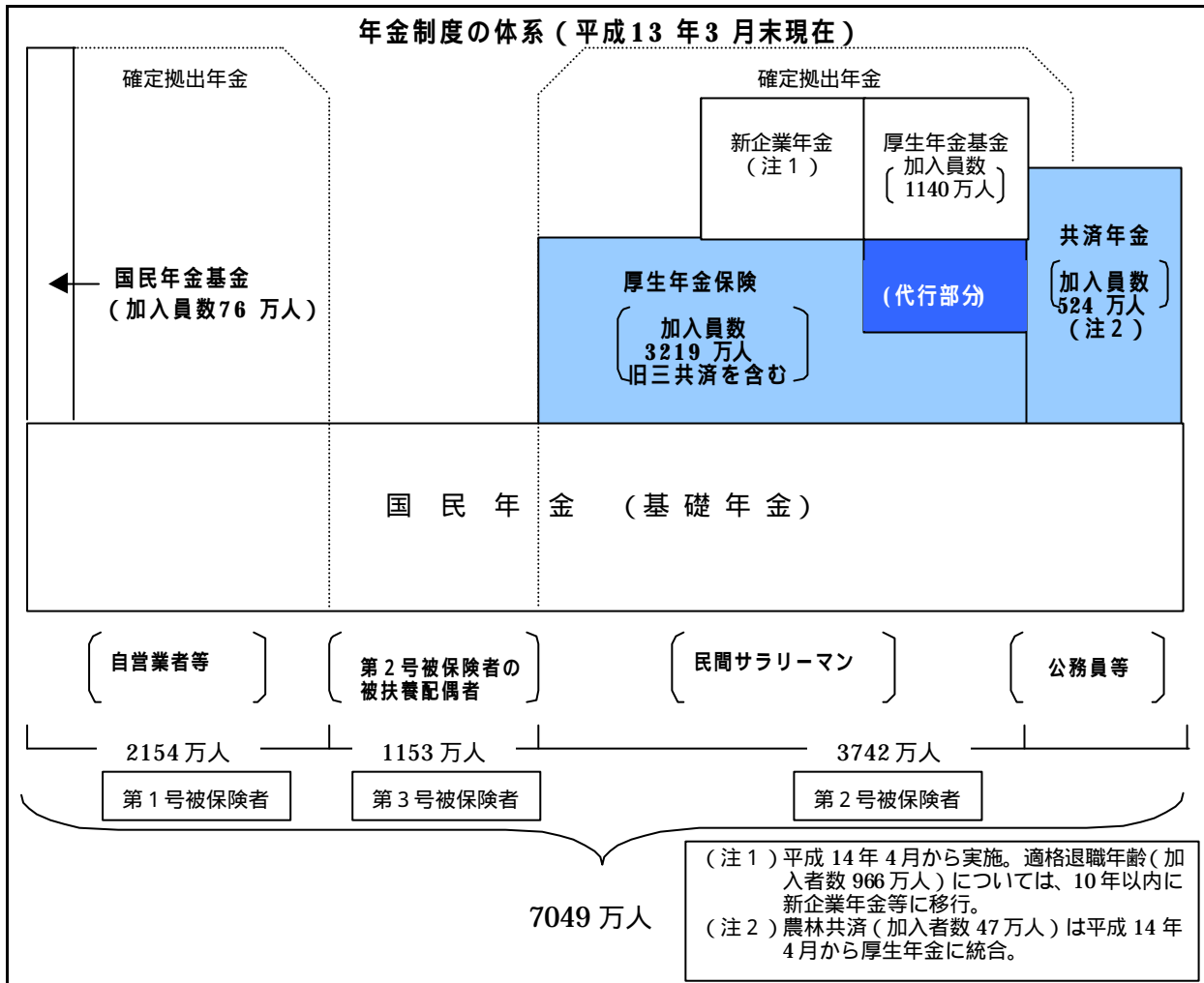


表4 年金制度の体系 (『厚生労働白書 平成14年版』2002.9,p.410.)

日本の公的年金は、国民年金（基礎年金）を1階部分とした3階建て制度（被用者年金の報酬比例部分が2階部分、企業年金等が3階部分）である。

公的年金制度は、対象とする者によって3つの制度に分かれる。

国民年金 以外の日本居住者すべて

（自営業、自由業、農林漁業、零細企業の被用者、無業者、学生、主婦⁵³など）

厚生年金 被用者（厚生年金制度に加入している企業⁵⁴の被用者⁵⁵）

共済年金 国家公務員、地方公務員、私立学校教職員

⁵³ 保険料支払いが必要なのは、自営業・農林水産業従事者・零細企業被用者の被扶養配偶者の他、老齢厚生年金・退職共済年金受給者の60歳未満の配偶者、障害厚生年金受給者の配偶者など。

⁵⁴ 厚生年金に強制加入する事業体は、法人事業所、従業員5人以上の個人事業所である。強制加入しなくてもいい任意適用業種とは、飲食店、公衆浴場、旅館、理容・美容などサービス業、クリーニング業、農林漁業、弁護士業など、である。任意適用業種でも、従業員の1/2以上の同意を得て、都道府県知事の認可を得ると、厚生年金に加入できる。

⁵⁵ 正社員並びに勤務日数及び勤務時間が正社員の3/4以上の勤務で長期間雇用の者。したがって、正社員が月間22日程度、週40時間、1日8時間勤務の場合には、月間17日程度以上、週30時間以上、1日6時間以上のすべてを満たすパートタイム労働者は、厚生年金の適用対象となる。

国民年金は、日本に居住する 20~59 歳の人を強制加入の被保険者とし、25 年以上の受給資格期間⁵⁶によって、65 歳から老齢年金給付を開始する。40 年間の納入期間で満額給付となる。2 階部分を構成する被用者年金（厚生年金と共済年金）は、被保険者の報酬（各種手当を含む賃金）に比例した保険料を労使折半により拠出し、拠出に応じた給付を受ける（基礎年金部分を給付の中に含む）。

昭和 61（1986）年の年金改革で、それまで分立していた年金制度が、国民年金制度を共通の基礎年金とする制度に改められた。それまで任意加入だった無業の者（主婦、学生⁵⁷など）も強制加入の対象とされ、真に「国民皆年金制度」⁵⁸となった。これ以降、公的年金制度の全加入者は、国民年金制度の被保険者としては、下記の 3 つに分類される。

- 1）第 1 号被保険者 国民年金加入者（任意加入者を含む）
- 2）第 2 号被保険者 厚生年金と共済年金の加入者（被用者・公務員・私学教職員）
- 3）第 3 号被保険者 第 2 号被保険者の被扶養配偶者（年収 130 万円未満の所得制限あり）

2 保険料拠出と給付

保険料について、第 1 号は定額（低所得者の全額免除・半額免除制度、学生の納付延期・免除制度あり）、第 2 号は報酬比例（労使折半、上限あり）、第 3 号は本人負担なし（第 2 号被保険者は配偶者分の負担増なし、厚生年金や共済組合が給付時に第 3 号被保険者分の基礎年金拠出金も負担）である。

給付については、老齢給付（老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金）の他、障害給付（障害認定に基づき給付）、遺族給付（加入者の死亡時に給付）がある。以下の記載は、主に老齢給付についてである。

裁定後の給付額は、消費者物価指数の変動に応じて上下（完全自動物価スライド）することになっている⁵⁹。

（1）国民年金

定額保険料（平成 14 年度は月額 13,300 円）を 40 年間納付して、満額の老齢給付を受ける。保険料納付期間に比例して給付額が決まる。低収入を理由として、保険料免除が認められる。保険料免除が、未加入・未納と異なる点は、障害時や死亡時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できる、10 年間の保険料追納が可能、である。ただし、国民年金において保険料納付義務は、本人の他に、本人が所属する世帯の世帯主及び配偶者にもあるため、免除の申請では世帯所得状

⁵⁶ 保険料納付期間に、免除期間（低収入による法定免除、申請免除。）カラ期間（任意加入期間で加入していない期間。例えば海外在住期間、第 3 号被保険者制度以前の被用者配偶者の期間、強制適用以前の学生期間。）が加算される。

⁵⁷ 学生の強制適用は平成 3（1991）年 4 月から実施された。

⁵⁸ それまでは、昭和 36（1961）年の国民年金法施行を、国民皆年金制度の発足と言ってきた。

⁵⁹ 平成 11 年度以降、物価水準は下がり続けており、本来は平成 12 年 4 月から年金給付額も下がる筈であった。しかし、景気回復に悪影響を及ぼすとの政治的判断により、平成 8 年同様、物価スライド凍結法（「平成 12 年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」平成 12 年 3 月 31 日法律第 34 号）が制定され、同様の措置が平成 13 年、14 年と繰り返された。平成 14 年度の消費者物価指数の下落に対して特例法の制定を見送り、平成 14 年度の下落分（約 0.9%）のみ給付額引下げに反映させることとなった。物価スライド制導入（昭和 48（1973）年）以降初めての同制度による引下げである。

況で判断される。なお平成 12 年 4 月に創設された学生特例は、親の所得状況ではなく本人の所得状況によって保険料免除を受けられる制度である。また平成 14 年 4 月に、全額免除に加えて半額の申請免除制度が創設された。

保険料免除と給付の関係は下記のとおりである。

法定免除（障害年金の受給権者、生活保護受給者等。）：追納しない場合には、免除期間の 1/3 を老齢基礎年金給付額に算入（給付の 1/3 が国庫負担によるため）。

申請免除（全額）：同上。

申請免除（半額）：追納しない場合には、免除期間の 2/3 を老齢基礎年金給付額に算入。

学生特例：追納しない場合には、老齢基礎年金給付額に算入しない（学生特例を受けられる者は、申請免除の適用を受けられない。法定免除は適用される）。

（２） 厚生年金

厚生年金適用事業所の被用者は、報酬（賃金と各種手当、賞与）に応じて、労使折半で保険料を拠出する。平成 15 年 4 月から、月額標準報酬制（賞与からは 1%の保険料を拠出し、給付には反映しない）から総報酬制（賞与からも上限 150 万円まで月額と同率で保険料を拠出し、給付に反映する）に変更され、保険料率も 17.35%から 13.58%に変更される⁶⁰。

また、平成 14 年 4 月から、60 歳以上 65 歳未満が対象であった在職老齢年金制度（拠出義務と年金の支給停止）が 65 歳以上にも適用されるようになり、70 歳になるまで保険料を支払い、収入額に応じて老齢厚生年金の全部または一部が支給停止されることになった⁶¹。

60 歳から 65 歳未満に対する年金支給については、基礎年金相当部分を補う特別支給の老齢厚生年金の給付年齢を平成 13 年度から 3 年間で 1 歳ずつ、報酬比例部分相当の給付年齢を平成 25 年度から 3 年間で 1 歳ずつ引上げ、最終的に平成 37 年度から 65 歳以上に支給する制度となる。

（３） 共済年金

保険料算定の方法が、厚生年金と同様に、総報酬制に変更される。企業年金相当の職域部分を含むため、掛金率（保険料率に相当）は各共済によって異なる。共済組合加入中は年齢にかかわらず拠出の義務を負う。

3 公的年金制度の 3 階部分

厚生年金と国民年金の上乗せ部分（年金の 3 階部分）について規定する「確定給付企業年金法」「確定拠出年金法」（企業年金 2 法）が平成 14 年 4 月から施行された。

（１） 国民年金

確定拠出年金法が成立したため、これまでの付加年金と国民年金基金（地域型・職能型）に加えて、確定拠出型年金（個人型）も選択できるようになった。保険料免除者や未納者、第 3 号被保険者は、付加年金、国民年金基金、確定拠出型年金には加入できない。

⁶⁰ 賞与が年間 2 回、計 4 ヶ月、1 回 150 万円以下の場合に、保険料負担は変わらない計算である。

⁶¹ 平成 14 年 4 月 1 日以後 65 歳になる人（昭和 12 年 4 月 1 日生まれ以降）に適用される。

(2) 厚生年金

これまでの公的企業年金制度は、厚生年金基金と税制適格退職年金の2タイプで、両制度の加入者数は延べ人数にして厚生年金の被保険者数の約2/3にのぼる。企業年金2法成立によって、企業年金は、確定給付型年金（厚生年金基金、規約型企業年金、基金型企業年金）と確定拠出型年金（企業型年金）の4タイプとなり、税制適格退職年金制度は平成24年3月末で廃止される。

(3) 共済年金

各共済組合が、それぞれ3階部分を設計している。確定拠出年金法は公務員を対象外としたため、企業年金2法の影響はない。私学共済は、確定拠出年金に加入できる。

(4) その他

農業者年金基金は、平成14年1月に賦課方式から積立方式に変更するなど大きく改定された⁶²。地方議会議員年金⁶³については、年金額と退職一時金額を2割程度削減し、公費負担を増やす「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」が成立し、平成15年4月から施行される。

⁶² 農業者年金基金は国民年金の上乗せ部分だが、農業政策の一環として国庫負担のある点が国民年金基金と異なる。農業者人口の高齢化などによる成熟度の進展が著しく、制度改定を余儀なくされ、農業者年金基金法が一部改正された（平成13年6月6日法律第39号、平成14年1月施行）。

⁶³ 都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会、町村議会議員共済会が運営する。給付面のみ国会議員互助年金制度に準拠した制度設計である。議員定数の削減や市町村合併の推進に伴う議員数の減少などでいずれも財政赤字に陥っており、積立金を取り崩しながら給付財源を賄っている。総務省におかれた「地方議会議員年金制度検討会」で財政悪化について審議されていた。（『年金実務』no.1481, 2002.3.4, pp.16-19. no.1492, 2002.5.27, p.19. 『Yomiuri weekly』vol.61.no.30, 2002.7.21, pp.88-91.）なお国会議員の年金制度については、渡部記安「国会議員年金制度の世界的動向」『季刊労働法』no.201, 2002.11.30, pp.39-71. に詳しい。

4 公的年金制度比較表

	年金制度の根拠法(施行年)	所管官庁
国民年金	昭和 36 (1961) 年 国民年金法	厚生労働省、社会保険庁(平成 14 年度より、国が保険料徴収事務)
厚生年金	昭和 17 (1942) 年 労働者年金保険法 昭和 19 (1944) 年 厚生年金保険法 (女性に拡大)	厚生労働省、社会保険庁
共済年金	昭和 19 (1944) 年 私立学校教職員共済組合法 (厚生年金から分離) 昭和 34 (1959) 年 国家公務員共済組合法改正 (恩給と国家公務員共済組合が統合) 昭和 37 (1962) 年 地方公務員等共済組合法 (条例恩給・恩給法準用による恩給と、市町村職員共済組合が統合)	財務省、総務省

	加入者(被保険者)	保険料の支払い期間	受給年齢
国民年金 強制加入	日本国内に住む者で、厚生年金・共済年金に加入していない者	20 歳以上 60 歳未満 (40 年間で満額)	65 歳 (60 歳からの繰上げ受給、70 歳までの繰下げ受給可能)
国民年金 任意加入	海外に住む日本国民 60 ~ 65 歳未満の者 65 ~ 70 歳未満で、受給資格を 満たさない昭和 30 年 4 月 1 日以前 生まれの者	20 歳以上 65 歳未満 65 歳未満 受給資格を満たすまで	同上
厚生年金	厚生年金に加入する事業体の被 用者	雇用期間中、70 歳未満 (未成年も含む)	60 歳から 65 歳に引上げ中 60 ~ 69 歳は在職老齢年金制 度の対象(所得に応じて年金 を減額して支給)
共済年金	国家公務員 地方公務員 私立学校教職員	共済組合員期間 (未成年も含む)	60 歳から 65 歳に引上げ中

	制度	保険料	老齢給付(月額) 平成 12 年度
第 1 号 被保険者	国民年金	定額(月額 13,300 円)	40 年満額拠出、67,017 円。 (新規裁定平均 53,916 円)
第 2 号 被保険者	厚生年金	保険料率 17.35%(労使折半) 標準報酬は 98,000 ~ 620,000 円の 30 等級 (平成 15 年 4 月 ~ 総報酬制で 13.58%)	現役時所得の 60%カバーで給付 設計 (新規裁定平均 174,793 円)
	共済年金	国家公務員 掛金率 18.43% (労使折半) (3 階部分給付を含む)	(平均年額 約 235 万円 月額 196,201 円)
		地方公務員共済 掛金率 16.56%等 (労使折半)	(平均年額 約 253 万円)
		私学共済 掛金率 13.55% (労使折半)	(平均年額 約 231 万円)
第 3 号 被保険者	国民年金	なし	第 1 号被保険者と同じ

< 主要参考文献 >

- ・ 社会保険庁『事業年報 平成 12 年版』2002.3.
- ・ 大谷泰夫『ミレニアム年金改革 2000 年年金改正法の全容と解説』国政情報センター出版局 2000.8.
- ・ 矢野朝水『新世紀の年金制度 2000 年 年金改正の軌跡』社会保険研究所 2001.7.
- ・ 宮武剛『年金のすべて』毎日新聞社 2000.7.
- ・ 高山憲之『年金の教室』PHP 研究所 2000.2.
- ・ みずほ総合研究所『図解 年金のしくみ (第 3 版)』東洋経済新報社 2002.7.
- ・ 社会保険広報社編『年金改正のしくみ』社会保険広報社 2002.7.
- ・ 「平成 12 年度 各共済組合事業概況 (その 1、2)」『共済新報』vol.43,no.2,2002.2,pp.26-40, vol.43,no.5,2002.5,pp.28-33.
- ・ 「厚生年金基金と企業年金改革」『企業年金』vol.20,no.10,2001.10,pp.8-13.

< 関連文献 >

- ・ 「厚生年金基金と企業年金改革」『企業年金』vol.20,no.10,2001.10,pp.8-13.
- ・ 中川秀空「基礎年金の財源問題」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』no.325,1999.11.24.
- ・ 泉眞樹子「厚生労働省「女性と年金検討会」検討状況」『レファレンス』vol.51.no.9, 2001.9,pp.60-78.
- ・ 「年金制度改正問題」『国政の論点』2000.1.18. 「公的年金をめぐる諸問題」『国政の論点』2002.8.15. (国立国会図書館調査及び立法考査局・国会分館ホームページ「調査の窓」<<http://chosa.ndl.go.jp/>> より)

< 関連サイト >

- ・ 厚生労働省
「年金改革の骨格に関する方向性と論点」(平成 14 年 12 月)
<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1205-2.html>>
- ・ 厚生労働省 年金局『年金財政ホームページ』
<<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/index.html>>
- ・ 厚生労働省 社会保障審議会
年金部会 <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#nenkin>>
年金数理部会 <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#n-suuri>>
年金資金運用分科会 <<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#nenkinsikin>>
- ・ 厚生労働省 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(女性と年金検討会)」<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#nenkin>>
「女性と年金 - 女性自身の貢献がみのる年金制度 - (報告書)」平成 13 年 12 月
<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/s1214-3.html>>
- ・ 厚生労働省「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書(平成 14 年 7 月 25 日)
<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/07/h0725-2.html#1>>
- ・ 社会保険庁 <<http://www.sia.go.jp/>>
「平成 12 年度社会保険事業の概況」<<http://www.sia.go.jp/statis/gaikyo2000/index.htm>>
「平成 14 年国民年金被保険者実態調査」(お知らせ)
<<http://www.sia.go.jp/statis/osirase2002/osirase01.htm>>

「平成 11 年国民年金被保険者実態調査」 < <http://www.sia.go.jp/statis/gaiyo1999/index.htm> >
「平成 10 年公的年金加入状況等調査」 < <http://www.sia.go.jp/statis/gaiyo1998/index.htm> >
「国民年金って何？」 < <http://www.nenkin.go.jp/> >
「国民年金制度に関する考え方（第 3 版）」
< <http://www.nenkin.go.jp/html/kouteki3/index.html> >

- ・ 年金資金運用基金 < <http://www.gpif.go.jp/> >
- ・ 人事院 < <http://www.jinji.go.jp/top.htm> >
『国家公務員の高齢対策 - 定年後の生活設計 - 』 「退職共済年金制度の概要」
- ・ 「公的年金制度の一元化に関する懇談会」 < <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koutekinenkin/> >
「公的年金制度の一元化の更なる推進について（報告書）」平成 13 年 2 月 28 日
< <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koutekinenkin/report/1302report.html> >
- ・ 財務省「公務員共済年金財政単位一元化研究会」 < <http://www.mof.go.jp/singikai/kyosai/top.htm> >
- ・ 総務省「平成 13 年事業所・企業統計調査速報 結果の概要」
< <http://www.stat.go.jp/data/jigyousokuhou/gaiyou.htm> >

< 将来推計人口と社会保障負担 >

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口 - 平成 13(2001)年～平成 62(2050)年 - (平成 14 年 1 月推計)』 < <http://www.ipss.go.jp/Japanese/newest02/newest02.html> >
- ・ 厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し 平成 12 年 10 月改訂版」
< <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/05/h0515-1.html> > (平成 14 年 5 月 15 日公表、5 月 17 日社会保障審議会提出)
- ・ 厚生労働省「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」
< <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/05/h0515-2.html> > (平成 14 年 5 月 15 日公表)

< 公的年金制度サイト >

- ・ 厚生年金基金連合会 < <http://www.pfa.or.jp/> >
- ・ 国家公務員共済組合連合会 < <http://www.kkr.or.jp/> >
- ・ 地方公務員共済組合連合会 < <http://www.chikyoren.go.jp/> >
- ・ 日本私立学校振興・共済事業団 < <http://www.shigaku.go.jp/> >
- ・ 日本国民年金協会 < <http://www.nenkin.or.jp/> >
- ・ 国民年金基金 < <http://www.npfa.or.jp/> >
- ・ 全国農業会議所「農業者年金」 < <http://www.nca.or.jp/Soshiki/nenkin/> >
- ・ 農業者年金基金 < <http://www.nounen.go.jp/> >